平成３０年（フ）第７４９号
札幌市西区西野２条８丁目１番１―510号
債務者　遠藤　修衛
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７６１号
札幌市北区北12条西２丁目２番６号　城北ハイツＥ27号
債務者　越中　博之
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７８８号
北海道江別市文京台33番地の23　グループホーム文京の里２―204号室
債務者　長谷　健吾
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６号
山形県酒田市上安町１丁目80番地の33　ウィルステージ１Ａ号
債務者　兵藤　政利
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第４２０号
茨城県水戸市千波町1490番地の１　ヴェルドミールＡ棟202号
債務者　大久保　悟（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第９８号
群馬県伊勢崎市田中島町1456番地20
債務者　新井千惠子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１０１号
群馬県渋川市有馬1378番地１　研盛アパート13
債務者　髙木　　明
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１号
群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1098番地
債務者　髙橋　初枝（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
相模原市緑区西橋本３丁目５番73号　プリファー202
債務者　石村由美子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１８７号
相模原市南区相南３丁目37番15号
債務者　木次　　叶
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１９３号
相模原市中央区上矢部１丁目３番24号
債務者　藤本　慶子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１９６号
相模原市中央区並木２丁目２番４―304号
債務者　落合　克美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１９９号
相模原市緑区三ケ木349番地
債務者　山崎　和彦
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２００号
相模原市緑区三ケ木349番地
債務者　山崎　眞季
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１４０３号
京都市伏見区淀際目町35番地１　ライオンズマンション京都淀Ｂ棟307
債務者　参田　珠緒
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２３４号
京都府宇治市宇治山本１番地の34
債務者　松田　梨奈（旧姓宮井）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２８１号
京都府八幡市男山美桜９番地21　レオパレスフローリシュ104号
債務者　八代　　寛
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３５６号
京都市山科区安朱中小路町４番地２　サニーハウス　601号室、前住所大阪府守口市東光町３丁目14番11―1207号
債務者　小林　繕章
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係